「令和８年度姶良・伊佐地域合同企業説明会」業務委託に係る企画提案実施要領

１　事業の目的

姶良･伊佐地域の市町と県とが協力して、合同企業説明会を開催することで、若年層への地元企業の認知度向上や地元企業への求職件数の増加につなげ、姶良･伊佐地域の産業を支える人財の確保・育成を通じた人手不足の緩和と地域内の産業の活性化を図る。

２　委託業務の内容

別添「「令和８年度姶良・伊佐地域合同企業説明会」業務委託仕様書」による。

３　事業費

2,230千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

４　応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

(1)　法人格を有すること。
(2)　自治体及びこれらに類する団体等で同種の事業実績があること。
(3)　次のいずれにも該当しないこと。
ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者
イ　鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
ウ　鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

５　スケジュール

(1)	企画提案募集開始	令和８年11月２日（月）
(2)	企画提案の質問受付期限	11月６日（金）午後５時必着
(3)	質問回答掲載	11月10日（火）
(4)	企画提案書提出期限	11月13日（金）午後５時必着
(5)	受託事業者決定・契約手続開始	選考終了後、速やかに実施
(6)	履行期限	令和９年３月26日（金）

６　応募方法

(1)　提出書類
①　企画提案書
別添「企画提案書」（様式１）に、別添仕様書の内容を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載した企画書（任意様式）を添付の上、提出すること。
ア　パンフレットの具体案
（ア）　鹿児島県及び姶良・伊佐地域で暮らし、働く魅力の紹介
・　統計データ等を活用し、客観的にかつ分かりやすく掲載すること。
（イ）　県内企業等のＰＲ情報
（ウ）　その他、当事業の目的達成に資する提案
・　上記（ア）及び（イ）に加え、当事業の目的達成に効果的と考えられる提案があれば記載すること。
イ　会場設営・撤去の方法及びスケジュール（会場のレイアウト・イメージ図を含む。）
ウ　事業実施スケジュール

エ　委託業務の遂行に係る実施体制
オ　類似業務の実績
カ　その他、当事業において特記すべき事項

② 参考見積書（任意様式）
- 別添仕様書に基づく業務内容ごとの見積内訳を明記すること。
- 提案金額は、2,230千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として積算すること。
- 正式な見積書については、企画提案審査の結果、最も優れた提案を行った者に対して、別途提出を依頼する。

③ 誓約書及び役員名簿（様式２）
４(3)の確認資料として提出すること。
ただし、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている者については、提出を要しない。

④ 法人概要書（任意様式）
代表者名、所在地、事業内容、役員構成、連絡先等を記載すること。

⑤ その他
これまでの実績やアピールしたい資料がある場合は、併せて提出すること。

(2) 提出の条件
① 企画書の提案は、１事業者につき１案に限る。
② 提出された企画提案書は返却しないものとし、提出後の内容変更及び修正は認めない。
また、提出書類は審査以外の目的には使用しない。ただし、審査に必要な範囲において複製する場合がある。
③ 受託者決定後は、姶良・伊佐地域振興局と十分に協議の上、事業内容を決定するものとし、必要に応じて企画内容の一部を修正又は変更する場合がある。
④ 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
⑤ 審査に当たり、必要に応じて、追加資料の提出を求め、又はヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 提出部数
上記(1)①、②、④、⑤：７部
上記(1)③：１部

(4) 提出方法
持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、提出期限内に必着とする。
※　ＦＡＸ及び電子メールによる提出は認めない。

(5) 提出期限
令和８年11月13日（金）午後５時（必着）

７　質問について
本事業に関する質問は、令和８年11月６日（金）午後５時までに、別添「質問書」（様式３）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
提出された質問については、随時、質問者に回答するとともに、その内容及び回答を県ホームページに掲載する。

８　事業実施後の成果品

(1)　業務完了報告書

(2)　実績報告書

(3)　その他、姶良・伊佐地域振興局と受託者が協議の上、必要と認める資料

９　審査について

(1)　選定・決定方法

①　応募のあった提案については、姶良・伊佐地域振興局に設置する企画提案選定委員会において書類審査を行い、受託事業者を選定する。

なお、選定結果については、応募者全員に通知する。

委託契約の相手方は、原則として第一位選定者とする。ただし、契約に必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該選定を取り消すものとし、選定委員会における次順位者を繰り上げ、当該事業者と協議の上、契約を締結する。

②　応募が１事業者のみであった場合又は審査の結果同点となった事業者が２社以上あった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

③　プレゼンテーション等は、原則として実施しない。

(2)　審査・選定基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

①　事業の趣旨、内容に添った企画提案書であること。

②　事業実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものであること。

③　必要経費が適正に計上されていること。

10　その他特記事項

(1)　提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

また、審査内容及び評価結果に対する異議申立ては認めない。

(2)　仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。

また、業務の執行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続を進めるものとする。

(3)　委託業務の実施に際し、仕様書の定めにない事項については、姶良・伊佐地域振興局と協議の上、決定するものとする。

11　提出先・問合せ先

鹿児島県姶良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（担当：内村）
〒899-5212　鹿児島県姶良市加治木町諏訪町12
電話：0995-63-8206　FAX：0995-63-8108
E-mail：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp